

薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト

薬局名： _____

＜薬剤師不在時の対応＞

1	☐	薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖することができる構造である。 (構造設備規則第1条第9号 二、施行規則第14条の3)
2	☐	薬剤師不在時間は、要指導医薬品、第一類医薬品を通常陳列し、交付する場所を閉鎖することができる構造である。 (構造設備規則第1条第6号など、施行規則第14条の3) ※なお、登録販売者も不在となることが想定される場合は、 <u>第2、3類医薬品を通常陳列し、交付する場所も閉鎖することができる構造を有すること。</u>
3	☐	薬剤師不在時間に係る事項（調剤に応じることができない旨、不在にしている理由、薬局に戻る予定時刻）を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示するようにしている。（施行規則第15条の16）
4	☐	1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は1日の開店時間の2分の1のいずれかの短い時間を超えない。（体制省令第1条第1項第7号）
5	☐	薬剤師不在時間内は、管理薬剤師（または代行者）が、当該薬局において勤務している従事者と連絡をできる体制を備えている。（体制省令第1条第1項第8号）
6	☐	薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることをできる体制等を構じる体制を備えている。（体制省令第1条第1項第9号） [紹介する場合の近隣の薬局名： _____]
7	☐	薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成の上、その手順書に基づく業務の実施につき必要な措置が講じられていること。 (体制省令第1条第2項第4号)

（注1） 1～2について、新たに閉鎖設備を設けた場合は、併せて構造設備の変更届が必要です。

（注2） 7について、新たに作成した手順書を窓口で提示してください。

「施行規則」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

「構造設備規則」：薬局等構造設備規則

「体制省令」：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

「施行通知」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

等の施行等について(平成29年9月26日 薬生発0926第10号)